

愛知地方最低賃金審議会
第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
最低賃金専門部会 議事録

日 時 令和5年10月10日(火) 午前10時00分～午前11時25分

場 所 名古屋合同庁舎第2号館3階 共用中会議室

出席者

(公益代表委員) 鈴木部会長、中山部会長代理、水野委員

(労働者代表委員) 大脇委員、近藤委員、山本委員

(使用者代表委員) 梶原委員、勝木委員

(事務局) 伊勢労働基準部長、平井賃金課長、高橋主任賃金指導官、名倉課長補佐、大口賃金指導官、橋本監督官、丹下賃金調査員、久保賃金調査員

議 題 (1) 令和5年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について
(2) その他

議 事

○大口賃金指導官

第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会の開催に当たり、事務局より御案内いたします。本専門部会については、三者協議部分を公開とすることとしております。本日は、報道機関からの取材の希望及び傍聴の希望はありませんでしたので御報告させていただきます。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1からNo.3を配付させていただきます。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等がございましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、以降の議事進行を鈴木部会長にお願いしたいと存じます。鈴木部会長、よろしくお願いたします。

○鈴木部会長

それでは、ただ今より第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会を開催いたします。事務局は委員の出欠状況について報告をお願いいたします。

○大口賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は3名の委員全員が御出席、労働者代表委員は3名の委員が御出席、使用者代表委員は2名の委員が御出席され、北島委員については

欠席との御連絡をいただいております。委員定数9名中8名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。

このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告いたします。

○鈴木部会長

ただ今、事務局より本部会は定足数を満たしており会議が成立している旨の報告がありました。それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思います。

まず、議題(1)「令和5年度愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正について」です。本日の資料について、事務局より説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

本日配付させていただきました資料No.1から資料No.3について説明をいたします。いずれもこれまでの専門部会にて配付しております資料でございます。

資料No.1は「令和5年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」です。本年6月27日に提出された特定最低賃金5業種の改正にかかる申出を一枚に取りまとめたものです。全てが労働協約ケースとなっております。

資料No.2は「最低賃金引上状況等の推移(愛知)令和5年度版」です。平成26年度から昨年度までの愛知県最低賃金と特定最低賃金9業種の引上げ額等の変遷です。灰色で網掛けしてあるのは、愛知県最低賃金を下回っていることを示しています。

資料No.3「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金引き上げに伴う影響」は、第1回、第2回専門部会において配付しました「総括表(1)」をもとに作成したものです。一番上の欄は現在の特定最低賃金の1,018円です。労使協定における最下限金額1,098円まで1円刻みで記載し、それぞれの階級の引上額、引上率、影響率、影響労働者数、対地賃(地方最低賃金)比を一覧にしたものです。対地賃比は、本年10月1日発効の1,027円に対する比率としています。

○鈴木部会長

ただ今の資料説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○鈴木部会長

よろしいですか。前回の専門部会では、労使双方との個別の打ち合わせの後、労働者側から

は引上げ額 80 円、時間額 1,098 円、使用者側からは引上げ額 32 円、時間額 1,050 円の具体的な金額提示をいただきました。労使双方が主張された金額にはまだ隔たりがございます。本日は3回目となりますので、前回までの審議をさらに深め、結審いたしたいと思っておりますので、御協力の程よろしくお願いたします。

それでは、労使それぞれから、現時点での御意見を賜りたいと思っております。

まず、労働者代表委員からお願いたします。

○大脇委員

前回から大きく、目指すところは変わりません。まあ今回、結審というところでちょっと、なるべく現実的なところで検討していきたいと思っております。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。続きまして、使用者代表委員お願いたします。

○梶原委員

前回申し上げた金額と現時点では変更ございません。当面は今、労側の委員の方もおっしゃいましたが、議論をしながら判断をしていきたいと思っております。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。労使それぞれ、御質問等々ございますでしょうか。

(質問等なし)

○鈴木部会長

ただ今、労使双方から本日第3回で解決に向けての現実的な話し合いをとのお話がありましたので、ここで一旦休会しまして、個別の打ち合わせに入りたいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

○鈴木部会長

それでは一旦、本部会を休会といたします。その上で改めて労働者側のほうに、まずはお話を伺いたしたいと思います。

(一旦休会)

○鈴木部会長

それでは全体会議を再開したいと思います。

ただ今、個別にそれぞれからお話を聞き、公益委員側の意見もお伝えしました。その上で、最終的に労使双方から、引上げ額41円、時間額1,059円ということで御了解いただきました。この金額で合意に達したということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○鈴木部会長

御異議等ございませんので、当専門部会においてはこの内容のとおり、本審議会へ報告することといたします。

それでは、今までの議論でそれぞれ御意見がございましたので、労使双方からコメントいただきたいと思います。まず、労働者側代表委員お願いいたします。

○大脇委員

難しい調整をしていただきましてありがとうございました。労側は当初から目指すところは基本的に変えずに、やはり地賃より優位性のところを考えてきた中で、今回41円というのはそれよりもかなり少ない数字にはなりますけれども、もともとは地賃よりも優位性というところで、プラス1円でも乗せたいところで、それは何故かという今まで愛知県においては地賃同等の数字を取っていないという過去の経緯もあって、そこを取り戻す意味で転換点にしたいというのもあって今年は上回る話を、主張を強めていたのですけれども、ただ逆を考えれば今年地賃と同額を取れることはある意味今までにない、数十年ない結果かなというところは受け止めていますので、今年はという意味では、まあこの金額で労側としては理解したということで、労側の主張とさせていただきたいと思います。

○鈴木部会長

はい、ありがとうございます。使用者側から御意見等ございましたらお願いします。

○梶原委員

労側の方の御意見、それから使用者側の意見という形で、調整を図っていただいた結果の公益案ということで、我々も同意ということでさせていただいております。まあ昨年、一昨年の引上げ額から比べると大幅な引上げ幅であるということで、我々使用者側としては大変大きな判断だったというふうには思っておりますけれども、それは労働者の方の今年の賃上げの状況だとか物価上昇率だとか、そういったようなことも勘案して、一定程度理解をするというような形で賛成というふうにさせていただいたところでございます。

○鈴木部会長

ありがとうございました。そうしましたら次に、審議会への「報告書」の審議に入ります。
事務局は報告書（案）の用意をお願いします。

（ 報告書（案）配付 ）

○鈴木部会長

それでは、事務局は報告書（案）の読み上げをお願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

それでは読み上げさせていただきます。

（案）

令和5年10月10日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知地方最低賃金審議会

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

最低賃金専門部会

部会長 鈴木 進也

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年8月4日、愛知地方最低賃金審議会において付託された愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は別添のとおりである。

委員名の読み上げは省略させていただきます。

別紙

愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

1 適用する地域

愛知県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 製鉄業
- (2) 製鋼・製鋼圧延業
- (3) 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
- (4) (1)から(3)までに掲げる産業において管理, 補助的経済活動を行う事業所
- (5) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
 - ロ 軽易な運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,059円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月16日

○鈴木部会長

ただ今読み上げられました報告書（案）について、御質問等ございますでしょうか。

（ 質問等なし ）

○鈴木部会長

よろしいですか。本専門部会運営規程第8条の規定に基づき、10月16日開催予定の本審にて愛知地方最低賃金審議会会長へ報告することといたします。

本日を含め、三日間にわたり、熱心な御審議をいただいた結果、本日、結審となりましたことについて、厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

次に、結審にあたり労働基準部長から御挨拶がございます。

○伊勢労働基準部長

ただ今、愛知県の鉄鋼業最低賃金に係る改正決定につきまして、専門部会報告書を取りまとめいただき、誠にありがとうございます。各委員の皆様方には業務大変御多忙の中、集中的かつ真摯な御議論をいただきましたこと重ねてお礼申し上げます。

公益委員の皆様には的確な御調整をいただき、また労使双方の委員の皆様方にはそれぞれ歩み寄りをいただき、本日の第3回専門部会において全会一致での結審になったこと、心より感謝しております。本日は誠にありがとうございました。

○鈴木部会長

それでは、議題「(2) その他」に移ります。各委員の皆様何かございますでしょうか。

（ 特になし ）

○鈴木部会長

よろしいでしょうか。では事務局から事務連絡等あればお願いいたします。

○高橋主任賃金指導官

特にございません。

○鈴木部会長

それでは、以上をもちまして本日の審議をも終了いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(令和5年10月5日) 愛知地方最低賃金審議会

第3回愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業専門部会 議事録